

二宮町介護職員初任者研修受講経費等の助成制度

介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級程度)を受講し、在宅介護をはじめホームヘルパーとして介護サービス事業所や地域で活躍する方を支援するため、二宮町では研修の受講に係る経費の一部及び介護事業所への就労に係る経費の一部を補助金として助成します。

対象者

- 二宮町内に住所を有し、現に居住している方
- 取得後に、二宮町内にある介護保険法による指定事業所に就労する予定若しくは希望する方、ボランティア活動等を希望する方、又は家族を介護する方
- 令和3年4月1日以降に介護職員初任者研修の受講を開始される方

対象経費

- 介護職員初任者研修の受講料(教材費を除く)
- * 他の制度による補助金や助成を受けている場合は対象外

補助金の額

介護職員初任者研修の受講料(教材費は除きます。)の2分の1を補助金とし、補助金の限度額は20,000円とします。

本補助金を利用して介護職員初任者研修を修了し、1年以内に二宮町内にある介護事業所へ就職・3か月以上就労した場合は一律30,000円を就労支援金として補助します。

申請及び交付決定

次のものを持参のうえ高齢介護課まで申請してください。

なお、補助金の交付の可否については申請書類を審査のうえ決定します。

介護職員初任者研修補助金

- 介護職員初任者研修受講料に関する経費の領収書写し(写しの書類との相違がないことを確認するため原本もご持参ください)
- 受講を修了したことを証する書類(修了証明書など)の写し(写しの書類との相違がないことを確認するため原本もご持参ください)
- 印鑑
- 補助金の振込先が分かるもの

就労支援金

- 二宮町内事業所との雇用契約書など雇用関係が分かる書類の写し(写しの書類との相違がないことを確認するため原本もご持参ください)
- 印鑑
- 補助金の振込先が分かるもの



(問い合わせ先)

二宮町役場高齢介護課 介護保険班

住所 中郡二宮町二宮 961 番地

電話 0463-71-5348